

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 9 月 26 日受付分)

特定非営利活動法人だんごの家

縦覧期間

令和 7 年 9 月 26 日 (金) から
令和 7 年 10 月 10 日 (金) まで

特定非営利活動法人だんごの家定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人だんごの家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県明石市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を兵庫県加古川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内において、動物殺処分を防ぐため、動物の保護及びその里親探し、動物の飼育管理の指導など動物愛護と動物福祉に関する事業を行い、動物を通じて幅広い社会的情操教育の普及指導及び他の動物福祉団体の活動に貢献することにより、人間と動物が真に共存共栄できる社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 動物の保護及びその里親探しに関する事業
- (2) 動物愛護の普及、啓発活動に関する事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総

数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が

役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者があつた場合にはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	櫛本 裕子
副理事長	右近 伸元
理 事	清水 希恵
監 事	久米 彩実
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	1,000円	1,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	1,000円	1,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 だんごの家

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	くしもと ひろこ		無
	櫛本 裕子		
理事 (副理事長)	うこん のぶもと		無
	右近 伸元		
理事	しみず きえ		無
	清水 希恵		
監事	くめ あやみ		無
	久米 彩実		

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、コロナ禍で「おうち時間」が増えたことで、癒しを求めてペットを飼う人が増え、ペット関連市場が拡大しました。

しかし、ブームの陰で飼育放棄の問題も浮き彫りになり、ペットを飼う責任を改めて考える必要性が指摘されています。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、繁殖動物への制限等も課されるようになり、制限を超えた多くの動物たちの生き場所が無くなっている現実があります。

ペットを家族の一員として捉える意識が広がり、動物愛護の重要性が高まっている昨今、私たちは、動物愛護活動を通して命の大切さを伝え、飼育放棄を減らすための啓発活動や、保護されたペットの譲渡を促進する取り組みを行って参りました。主には繁殖引退犬と過剰繁殖により先天性疾患を持って生まれた子犬を保護し、医療を施し、新たな家族を見つけてきました。また、警察に保護された迷い鳥の家族を探す活動なども行ってきました。

しかしながら、個人での保護活動では、救える命にも限りがあり、個人の良心と資金力に頼らざるを得ないのが現状です。法人となれば人手が増え、組織的な活動が可能となり、活動の安定性や継続性が向上します。資金力が出来、今まで以上の医療を施すことが出来れば、助かる命もたくさんあります。個人や任意団体では対外的信用力が薄く、資金調達等にも限界があり、法人を立ち上げる必要性を実感いたしました。

法人格を取得することで、活動の透明性と信用性を高め、効果的な運営を図ります。そして法人格を持つことで、寄付や助成金の受け入れがしやすくなり、活動の幅広い展開や地域への浸透が実現します。安定運営が可能となれば、新たな雇用の受け皿として社会的役割を果たすこともできます。

たくさんの動物たちの命を繋ぐべく、できる限りのケアをし、新しい家族の元へ送り出す活動を行っていきたい。この世に生まれてきた命の尊さを、少しでも多くの人たちに伝え、命に優しい社会の構築へ寄与したい、そんな思いから NPO 法人を設立するに至りました。

2 申請に至るまでの経過

2017 年 1 月	将来の動物保護活動に向け、保護犬について勉強開始
2020 年 1 月	個人にて保護活動開始
2025 年 5 月	特定非営利活動法人を設立すべく、資料の取り寄せ、設立要件の確認
2025 年 7 月	会員間で特定非営利活動法人設立の意思確認
2025 年 8 月	設立総会開催

2025 年 8 月 20 日

特定非営利活動法人 だんごの家

設立代表者

氏 名 櫛本 裕子

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人だんごの家

1. 基本方針

初年度は事業の基盤を整備することに重点を置く。

ホームページ作成、SNS 強化に注力し、動物愛護の普及と啓発活動を行っていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実 施 時 期・回数	実施場所	受 益 対 象 者 及 び 予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 動物の保護及びその里親探しに関する事業	・動物保護譲渡（保護期間に係る費用の弁償） ・保護動物の清潔を保つ活動 ・保護動物への医療提供事業 ・保護動物関連商品の販売	通年	法 人 事 務 所	不 特 定 多 数	370
			SNS		
			各所		
(2) 動物愛護の普及、啓発活動に関する事業	SNS での発信 地域マルシェへの参加	通年	法 人 事 務 所	不 特 定 多 数	30
			SNS		
			各所		

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 7月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：櫛本裕子、事務局スタッフ：右近伸元

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人だんごの家

1. 基本方針

動物たちの医療費を支払える余力を付けるため、ペット関連物販に力を入れ、そこで動物愛護の普及、啓発活動を実施していく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実 施 時 期・回数	実施場所	受 益 対 象 者 及 び 予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 動物の保護及びその里親探しに関する事業	・動物保護譲渡（保護期間に係る費用の弁償） ・保護動物の清潔を保つ活動 ・保護動物への医療提供事業 ・保護動物関連商品の販売	通年	法人事務所	不特定多数	1,600
			SNS		
			各所		
(2) 動物愛護の普及、啓発活動に関する事業	SNSでの発信 地域マルシェへの参加	通年	法人事務所	不特定多数	50

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 7月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：櫛本裕子、事務局スタッフ：右近伸元

2025年度活動予算書

成立の日から2026年5月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費	0	11,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	400,000	400,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
譲渡事業収益			
(1)動物の保護及びその里親探しに 関する事業（・動物保護、譲渡・ 保護動物の清潔を保つ活動・保護 動物への医療提供事業・保護動物 関連商品の販売）	370,000		
(2)動物愛護の普及、啓発活動に関 する事業（・SNSでの発信・地域マ ルシェへの参加）	30,000		
		400,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			811,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
動物医療費	200,000		
動物食費	60,000		
消耗品費	60,000		
印刷費	30,000		
保険料	0		
会場費	30,000		
会議費	8,000		
旅費交通費	50,000		
その他経費計	438,000		
事業費計		438,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	8,000		
印刷費	30,000		
通信費	28,000		
旅費交通費	80,000		
光熱水費	100,000		
保険料	50,000		
会議費	0		
租税公課	0		
賃料	0		
その他経費計	296,000		
管理費計		296,000	
経常費用計			734,000
当期正味財産増減額			77,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			77,000

2026年度活動予算書

2026年6月1日から2027年5月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費	0	11,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
譲渡事業収益			
(1)動物の保護及びその里親探しに 関する事業（・動物保護、譲渡・ 保護動物の清潔を保つ活動・保護 動物への医療提供事業・保護動物 関連商品の販売）	1,600,000		
(2)動物愛護の普及、啓発活動に関 する事業（・SNSでの発信・地域マ ルシェへの参加）	50,000		
		1,650,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			2,661,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
動物医療費	400,000		
動物食費	100,000		
消耗品費	80,000		
印刷費	30,000		
保険料	0		
会場費	30,000		
会議費	8,000		
旅費交通費	50,000		
その他経費計	698,000		
事業費計		698,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	8,000		
印刷費	30,000		
通信費	42,000		
旅費交通費	100,000		
光熱水費	120,000		
保険料	0		
会議費	100,000		
租税公課	0		
賃料	1,200,000		
その他経費計	1,600,000		
管理費計		1,600,000	
経常費用計			2,298,000
当期正味財産増減額			363,000
前期繰越正味財産額		77,000	77,000
次期繰越正味財産額			440,000